



竹田市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、人的・知的資源の活用と交流を図り、健康増進に資すること、産業・観光振興、教育文化の向上などの地域活性化のために幅広い分野で相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域社会の維持・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 健康増進に関すること
- (2) 子育て支援に関すること
- (3) スポーツ振興に関すること
- (4) その他、地域の活性化に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに協働で実施することが有効な前条各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結から1年間とし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、甲と乙が協議し合意した場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年8月27日

甲 大分県竹田市大字会々1650番地

竹田市

竹田市長

土居昌弘

乙 大分県大分市荷揚町1番地30号 明治安田生命大分ビル2階

明治安田生命保険相互会社大分支社

支社長

松本定重